小丸川シンボルマーク

国土交通省　宮崎河川国道事務所　高鍋出張所発行

高鍋出張所だより

第30号
令和8年11月

小　丸　川　の　工　事　情　報



工事の目的

国土交通省では、小丸川水系河川整備計画に基づき、洪水などによる災害の発生を防止・軽減するための治水対策を進めています。

このたび、家屋の浸水被害につながるおそれのある堤防決壊や越水などのリスクを低減し、**地域の皆さまの安全・安心を確保**することを目的として、河川の水位を低下させるための**「河道掘削工事」**を実施しています。

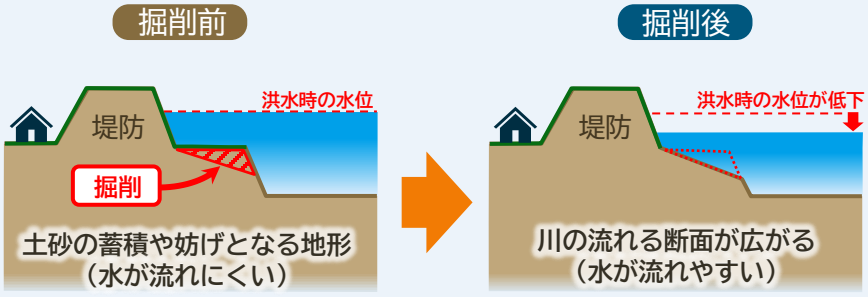


河道掘削（かどうくっさく）工事 とは？

川の中にたまった土砂など、水の流れを妨げるものを取り除き、水が流れやすくなるようにする工事のことです。

川の中にたまった土砂や地形などによって、水が流れる場所が狭い状態では、大雨の際に水位が上がりやすくなります。
河道掘削工事でそれらを取り除くことで、より多くの水を流せるようになり、水位の上昇を抑え、洪水による浸水被害の軽減につながります。

＜ 河道掘削工事イメージ図 ＞



河川整備計画について

小丸川水系河川整備計画の詳細については、国土交通省宮崎河川国道事務所のホームページに掲載しています。

ぜひご覧ください。

詳しくはこちら

宮崎河川国道事務所
ホームページ

工事期間中は、工事車両の通行や作業に伴う騒音などにより、ご不便をおかけする場合があります。
本工事は、地域の皆さまの安全・安心な暮らしを守るために実施するものです。
ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和７年度 河川巡視で発見！

小丸川 ゴミマップ

高鍋出張所では「河川・堤防・水門等の異常の有無の確認」や「自然環境の情報収集」のために河川巡視を行っています。

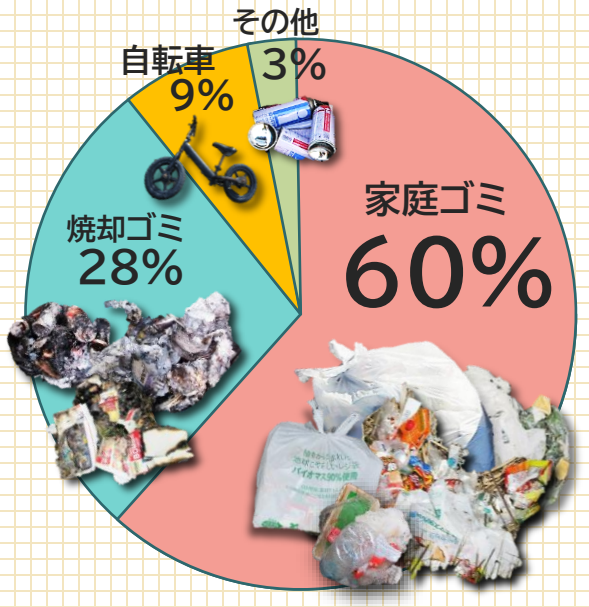
不法投棄を発見した場合は立て看板を設置し撤去を促すほか、個人情報が確認できる物が含まれていた場合には警察に通報する等の対応も行っています。

★どんなに小さなゴミであっても、責任を持って、捨てずに各自で持ち帰りましょう！



不法投棄の割合

（令和7年度河川巡視結果より）



河川へのゴミの投棄は、川の水が汚れるなど環境の悪化、川の景観を損ねるほか、河川利用の妨げにもなります。
また、河川敷でのゴミの焼却は、禁止されています。煙や匂いによる人への健康被害のほか、風向きによっては火災発生の原因ともなる大変危険な行為です。



小丸川の自然環境を守るためにも、ゴミの不法投棄をなくしていきましょう！

川への不法投棄は厳しく罰せられます

【河川法（河川法施行令）】により
- 3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金

【廃棄物処理及び清掃に関する法律】により
- 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、またはその両方
- 事業者の場合、3億円以下の罰金

各種お問い合わせ

河川・発行元

国土交通省 宮崎河川国道事務所
高 鍋 出 張 所
〒884-0005 高鍋町大字持田字宮越下1755-9
ＴＥＬ：（０９８５）６９－３６８８
ＦＡＸ：（０９８３）２２－１３２７

国道10, 220号

国土交通省 宮崎河川国道事務所
宮 崎 維 持 出 張 所
〒880-0121 宮崎市大字島之内7180-1
ＴＥＬ：（０９８５）６９－３６９９
ＦＡＸ：（０９８５）３９－１１９１

宮崎河川国道事務所 ＨＰはこちら

宮崎河川国道事務所　検索